

議案第七十五号

杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成十八年十一月二十七日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成五年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「乳幼児」の下に「及び義務教育就学児」を加える。

第一条中「乳幼児に」を「乳幼児及び義務教育就学児（以下「乳幼児等」という。）に」に、「乳幼児の」を「乳幼児等の」に改める。

第二条第二号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 義務教育就学児 十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者のうち乳幼児以外のものをいう。

第三条、第五条及び第六条第一項中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の規定による申請及び医療証の交付に必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。この場合において、この条例による改正前の杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例第五条の規定により医療証（その有効期間の末日が施行日の前日であるものに限る。）の交付を受けた者については、新条例第五条の規定により当該者の保護する義務教育就学児（当該医療証に係るものに限る。）について申請をしたものとみなす。

（提案理由）

医療費助成の対象者を拡大する必要がある。

杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>杉並区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、乳幼児及び義務教育就学児（以下「乳幼児等」という。）に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児等の健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 義務教育就学児 十五歳に達した日以</p>	<p>杉並区乳幼児の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p>

後の最初の三月三十一日までの間にある者のうち乳幼児以外のものをいう。

三 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児等を現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。

(助成を受けることができる者)

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、乳幼児等の保護者であつて、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 保護者及びその者の保護する乳幼児等が、杉並区(以下「区」という。)の区域内に住所を有すること。

二 保護者の保護する乳幼児等が、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による被保険者若しくは規則で定める社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被扶養者又はこれに準ずる者であつて

二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。

(助成を受けることができる者)

第三条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、乳幼児の保護者であつて、次に掲げる要件を備えているものとする。

一 保護者及びその者の保護する乳幼児等が、杉並区(以下「区」という。)の区域内に住所を有すること。

二 保護者の保護する乳幼児等が、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による被保険者若しくは規則で定める社会保険に関する法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被扶養者又はこれに準ずる者であつて

規則に定めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児等が次の各号のいずれかに該当する保護者は、医療費の助成の対象としない。

一 及び二 略

(医療証)

第五条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その保護する乳幼児等について区長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第六条 区は、前条の規定により医療証の交付を受けた者(以下「対象者」という。)の保護する乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額

規則に定めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、乳幼児が次の各号のいずれかに該当する保護者は、医療費の助成の対象としない。

一 及び二 略

(医療証)

第五条 医療費の助成を受けようとする保護者は、その保護する乳幼児について区長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第六条 区は、前条の規定により医療証の交付を受けた者(以下「対象者」という。)の保護する乳幼児の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額

（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によつて算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によつて当該乳幼児等に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2
略

（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によつて算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によつて当該乳幼児に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額に相当する額（以下「標準負担額相当額」という。）を除く。）を助成する。

2
略